

足立区業務継続計画

【地震編】

平成31年3月修正

足立区



## 目 次

第 1 章 総則	1
第 1 節 業務継続計画の基本的な考え方	1
第 2 節 修正経緯	3
第 3 節 業務継続計画と他計画との関係	4
第 4 節 基本方針	5
第 2 章 被害想定	6
第 1 節 対象とする地震	6
第 2 節 区内の地震被害	7
第 3 章 非常時優先業務	11
第 1 節 定義	11
第 2 節 復旧目標	12
第 3 節 非常時優先業務の実施方針	13
第 4 節 区における非常時優先業務の概要	14
第 4 章 業務執行体制の確保	16
第 1 節 指揮命令系統	16
第 2 節 権限の代行	17
第 3 節 人員の確保	18
第 4 節 必要な資源についての分析	20
第 5 章 今後の業務継続能力向上に向けた取り組み	25
第 1 節 業務継続マネジメント活動の推進	25
第 2 節 業務継続マネジメント活動の内容	26
<添付資料> 部門別の通常業務一覧	29



## 第1章 総則

### 第1節 業務継続計画の基本的な考え方

#### 第1 業務継続計画の意義と目的

国の中央防災会議では、M7クラスの首都直下地震が今後30年間で70%程度の確率で発生し、足立区周辺においても、震度6強の地震による被害を受け、区民生活が甚大な影響を受けることが想定されている。

また、東京都は、東日本大震災の経験を踏まえ、首都直下地震等東京を襲う大規模地震に対してより確かな備えを講じていくため、平成24年4月に、「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成18年5月公表）を見直している。

この、被害想定では、足立区において、死者約700人、負傷者約10,000人、建物倒壊約10,000棟などの被害が想定されている。

災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなる。例えば、次頁の図に示すように、被害状況の確認など発災直後から非常に短い時間の中に膨大な応急業務が発生し、それらを迅速かつ的確に処理しなければならない。

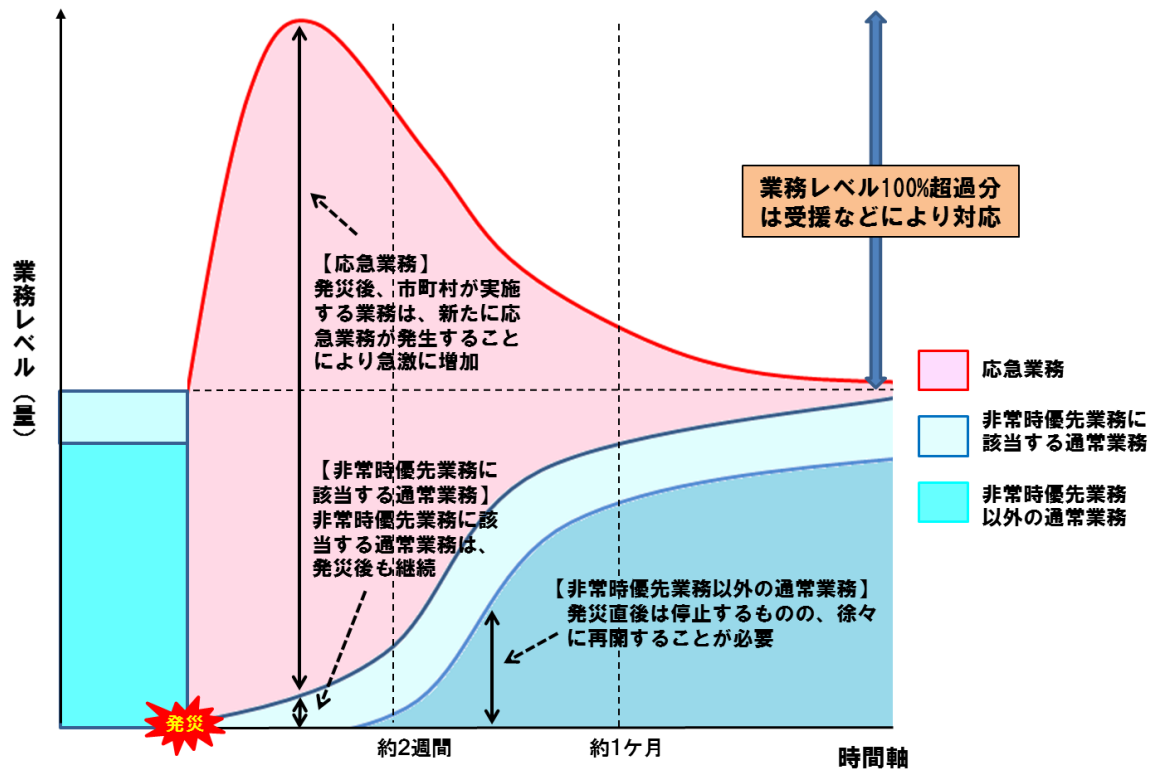
区では地域防災計画を策定し、地震発生時における初動対応を定めているが、被災時特有の業務だけではなく、被災後にも優先して対応すべき通常業務を明確にし、その実効性を高めることが必要である。そのため、大地震発生時においても、区民生活に不可欠な業務や休止する業務をあらかじめ選定し、区民の生命と財産を守るとともに、区民生活の安定を確保し、業務の早期復旧を目的として業務継続計画【地震編】を策定している。

また、情報システムおよびそれを利用するためのネットワークの復旧については、本計画の個別計画である足立区情報システム業務継続計画において規定している。

業務継続計画では、以下の2つの目的を実現する。

- 1 区の業務に対する被災時の影響を分析し、事前対策を行うことで、大地震発生時における業務の影響を軽減する。
- 2 区の重要業務（非常時優先業務）を事前に特定し、被災時の復旧手順を明らかにすることで、重要業務を早期に復旧する。

図 1 発災後区が実施する業務の推移



出典：内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（平成28年2月）を一部改編

## 第2節 修正経緯

### 第1 これまでの経緯

平成29年度の修正については、内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（平成28年2月）」を反映した。具体的には同手引きで示されている「業務継続計画に特に重要な6要素」が現行計画に含まれているかどうかを確認し、不足している事項等については、記載内容の充実等の修正を行った。

(業務継続計画に特に重要な6要素)

- ・ 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- ・ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- ・ 電気、水、食料等の確保
- ・ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- ・ 重要な行政データのバックアップ
- ・ 非常時優先業務の整理

### 第2 平成30年度の修正

平成30年度は、足立区業務継続計画【水害編】の策定と併せて、区有施設等の耐震性や災害時の参集人員のデータ更新を行った。

## 第1章 計画の概要

### 第3節 業務継続計画と他計画との関係

## 第3節 業務継続計画と他計画との関係

### 第1 地域防災計画

業務継続計画（地震編）と地域防災計画には、被災時の対応が記述されている。2つの計画は、目的や内容には以下の表 1 に示す違いはあるが、相互に補完しあうことにより、被災時における効果的な対応を実現する。

表 1 業務継続計画と地域防災計画の比較

カテゴリ	業務継続計画	地域防災計画
目的	被災時に制限された資源（ライフライン・職員・建物等）のもとで、区民の生命財産の保護および生活の維持を行うために、非常時優先業務を選定し、その手順を定める。	減災の視点で、区と防災関係機関、そして区民、事業者の役割を明らかにし、区民の生命、身体および財産を災害から守る。また、事前に実施すべき、予防対策業務、および、応急対策業務を定める。
対象業務	<ul style="list-style-type: none"><li>優先度の高い通常業務</li><li>応急対策業務</li><li>優先度の高い復旧・復興業務</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>予防業務</li><li>応急対策業務</li><li>復旧・復興業務</li></ul>
資源に対する考え方	資源の被災による破損等の制約を分析し、必要な対策を検討して実効性を高めている。	資源の利用が制限されることは想定されておらず、所管の業務を網羅的に記述している。
業務開始目標時間	非常時優先業務ごとに業務開始に関する目標時間を定める。	業務開始に関する目標時間は定めていないが、業務継続計画と連動する趣旨から、「応急対策に関する足立区全体のシナリオ」等により、概ねの業務実施時期を記載している。

### 第2 足立区情報システム業務継続計画

足立区情報システム業務継続計画では、足立区業務継続計画（地震編）で設定した非常時優先業務を考慮し、各業務において情報システムが必要となる時期を見定め、情報システム復旧の優先度および目標復旧時期を定めている。また、復旧に向けた課題を洗い出して対策を検討するとともに、復旧の行動計画についても取りまとめている。

情報システムおよびそれを利用するためのネットワークの業務継続については、足立区情報システム業務継続計画（平成23年4月1日策定）を参照のこと。



## 第4節 基本方針

### 第1 基本方針

区における業務継続計画の基本方針を以下に示す。

#### 1 生命と財産の保護

区民の生命の安全を図り、財産を保護するための活動を最優先して実施する。

#### 2 生活基盤の維持

社会生活を営むために必要な機能を維持するための活動を継続する。

### 1 対象とする組織

本計画は、各種出先機関を含む区的全組織を対象範囲とする。なお、各部・局・室における個別の業務執行体制及び業務手順等については、各所管において検討する。

### 2 業務継続計画の運用

#### (1) 業務継続計画の発動

平常時とは異なる対応体制のもとで、被災時の対応を開始することを業務継続計画の発動と呼ぶ。

業務継続計画の発動は、災害対策本部設置後に、災害対策本部の指示により行われ、その指示に基づき被災時対応を開始する。

区長もしくはその代理者は、災害対策と業務継続計画における各部の業務を調整する必要があると認める場合は、業務継続調整会議を招集する。同調整会議は、副区長を座長として、災害対策上の緊急業務を優先できるように会議の出席者を調整する。

#### (2) 業務継続計画の終了

業務継続計画発動後の被災時対応の終了時期は、災害対策本部が決定し、全部門の職員に通知する。また、復興(※)に向けて、迅速に平常時の体制へと移行できるよう、各部とも努める。

---

注釈 1：復興とは、災害により大規模な被害が発生した場合、災害応急対策の後、損壊・消失した建物や道路・公園等の都市基盤を災害前の状況に戻したり、被災を繰り返さない都市づくりを行うこと。生活復興と都市復興からなる。

## 第2章 被害想定

### 第1節 対象とする地震

業務継続計画では、足立区地域防災計画をもとに、東京湾北部地震（M7.3）発生時の被害について検討を行う。また、その発生時期および時刻は、甚大な被害が生じることが想定されている、職員の大多数が退庁した冬の夕方（18時）、風速8m/秒とする。

なお、本計画における被害想定は、平成24年4月に東京都が作成した「首都直下地震等による東京の被害想定」をもとにしている。

東京の被害想定での想定地震は、下表の4つの地震を扱っているが、本計画においては、足立区において最も被害の大きくなる東京湾北部地震を扱うこととした。

表2 「首都直下地震等による東京の被害想定」における想定地震

項目	内容			
種類	東京湾北部地震	多摩直下地震 (プレート境界多摩地震)	元禄型関東地震	立川断層帯地震
震源	東京湾北部	東京都多摩地域	神奈川県西部	東京都多摩地域
規模	M7.3		M8.2	M7.4
震源の深さ	約20km～35km		約0km～30km	約2km～20km

## 第2節 区内の地震被害

### 第1 震度分布等

東京湾北部地震（M7.3）時に、区のほぼ全域で震度6強となる。また、区内全域で液状化の危険性も高い。なお、津波については、高水敷（河川敷）への浸水が想定されているが、区の建物被害はゼロとなっている。

図2 震度分布

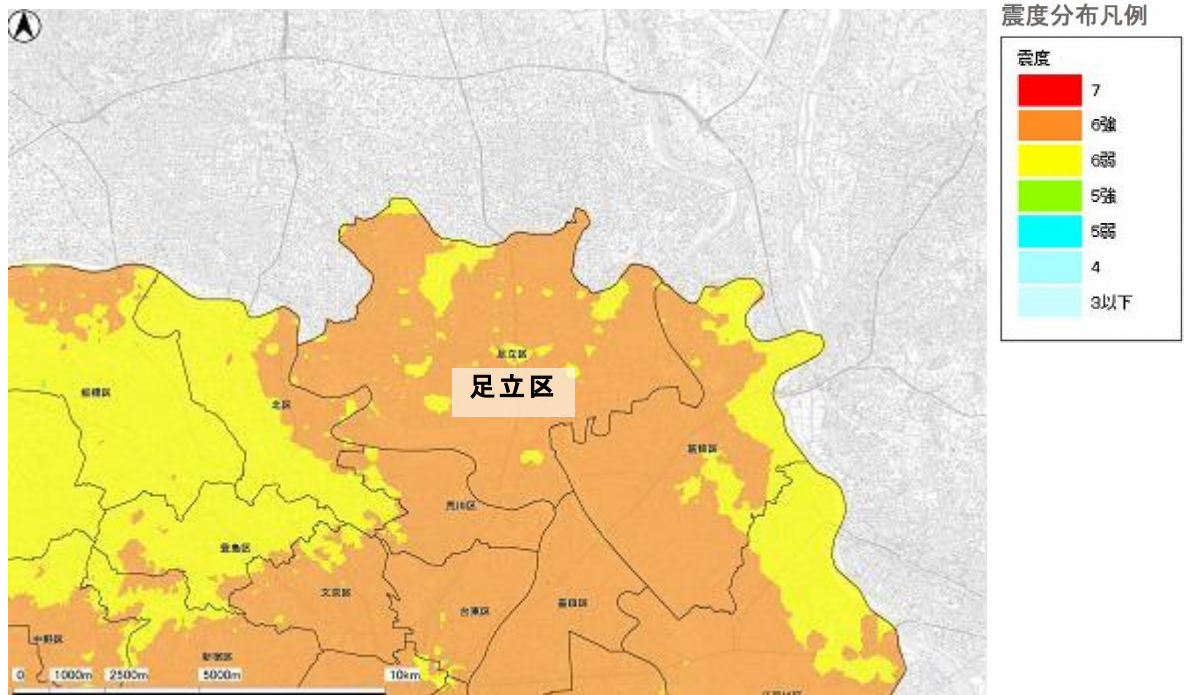
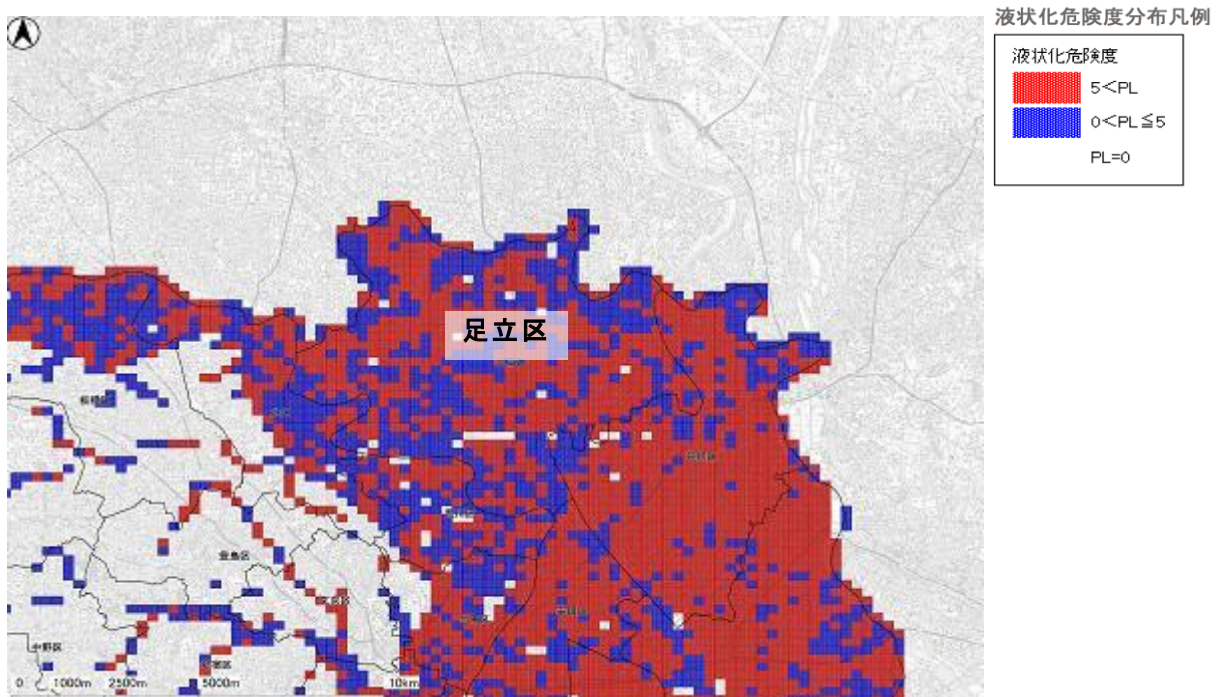


図3 液状化危険度分布



第2 建物被害

区の全壊棟数は約10,000棟、半壊棟数は約30,000棟となっている。中でも区南部の木造家屋密集市街地で多くの被害が生じる。

また、焼失棟数は約16,000棟（焼失率10.2%）となっている。その中でも環状七号線から荒川の間で多く被害が大きい。

図4 建物倒壊被害分布

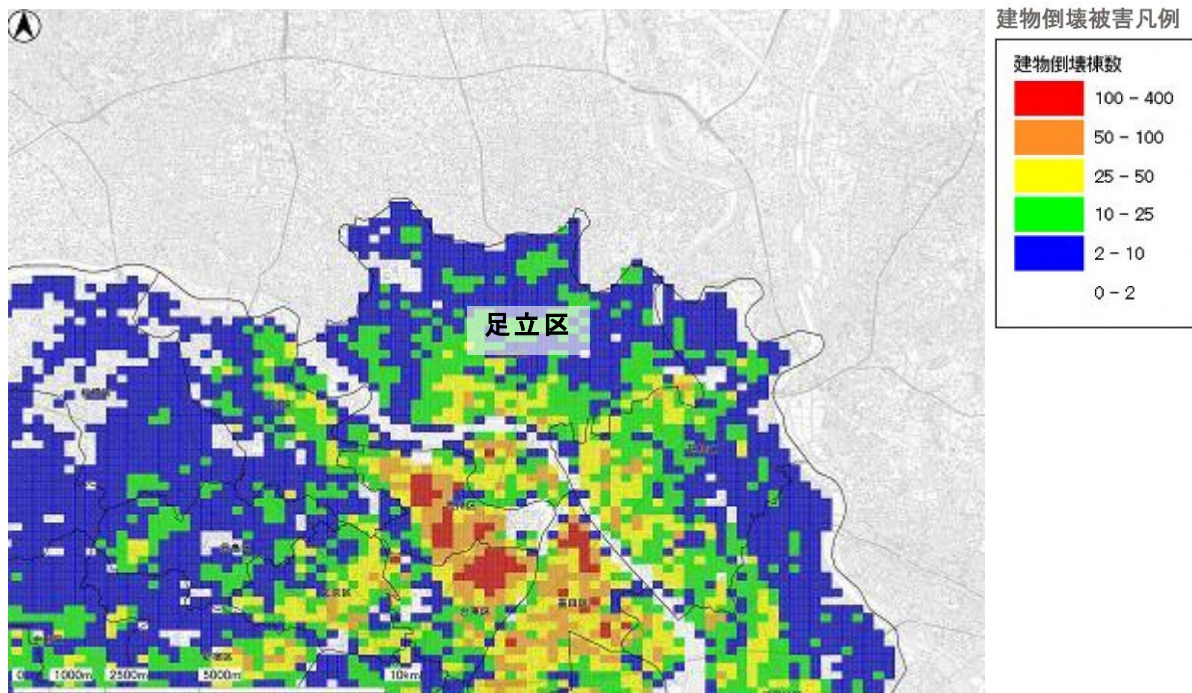
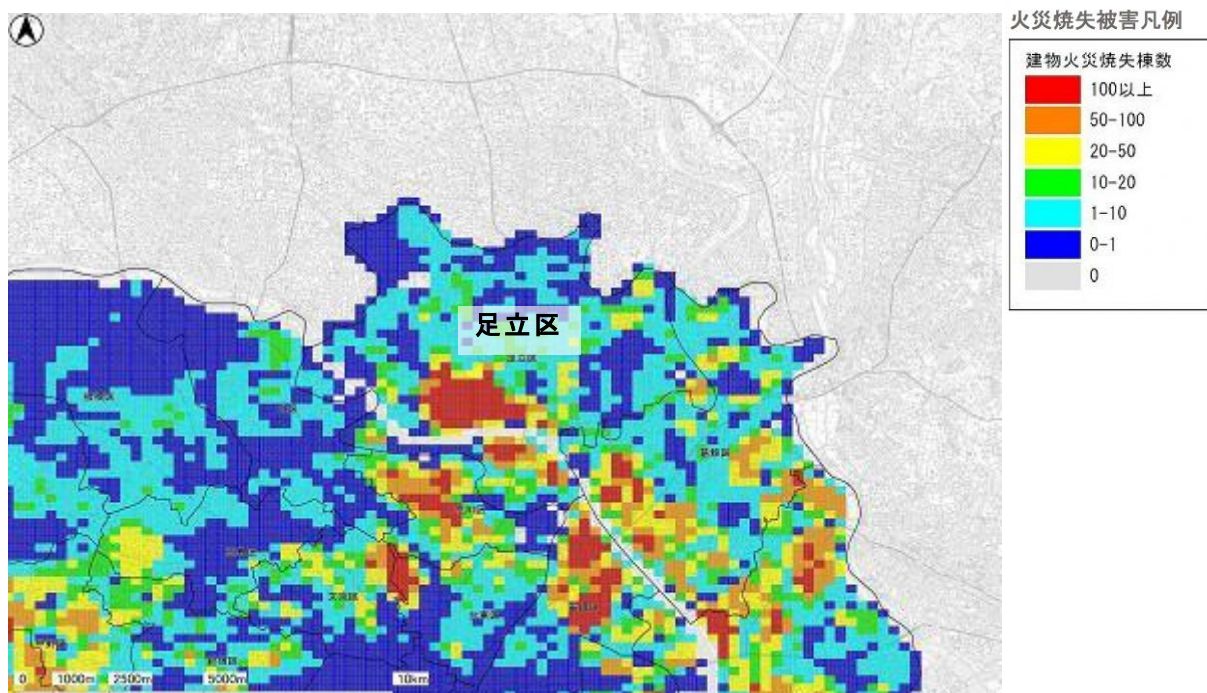


図5 建物焼失被害分布（風速8m/sのケース）



第3 足立区の被害想定のおまとめ

東京湾北部地震における足立区の被害想定を、表3に示す。

表3 東京湾北部地震における足立区の被害想定

条件	規模	東京湾北部地震 (M7.3)								
	時期及び時刻	冬の朝 5時		冬の昼 12時		冬の夕方 18時				
	風速	4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒	
人的被害	死者	688人	689人	424人	427人	704人	712人			
	原因別	ゆれによる建物全壊	629人	629人	316人	316人	400人	400人		
		急傾斜地崩壊による建物全壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人		
		地震火災	56人	57人	105人	107人	301人	309人		
		ブロック塀	3人	3人	3人	3人	3人	3人		
		落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人		
		負傷者	11,753人	11,759人	6,839人	6,850人	8,998人	9,033人		
	(重傷者)	1,418人	1,420人	884人	887人	1,285人	1,294人			
	原因別	ゆれによる建物全壊	11,426人	11,426人	6,268人	6,268人	7,523人	7,523人		
		急傾斜地崩壊による建物全壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人		
		地震火災	212人	218人	457人	468人	1,361人	1,395人		
		ブロック塀	104人	104人	104人	104人	104人	104人		
		落下物	12人	12人	12人	12人	12人	12人		
		建物被害※2								
原因別	ゆれ液状化等による建物全壊							10,082棟		
	地震火災※3	2,072棟	2,121棟	5,791棟	5,926棟	15,724棟	16,124棟			
交通	道路									
	鉄道									
ライフライン	電力施設	18.2%	18.2%	19.8%	19.8%	24.1%	24.3%			
	通信施設	2.0%	2.0%	4.4%	4.5%	10.9%	11.2%			
	ガス施設	①ブロック内全域でS1値が60kine超のケース：99.4%								
		②ブロック内1/3でS1値が60kine超のケース：99.4%								
	上水道施設	52.7%								
	下水道施設	27.4%								
その他	帰宅困難者									
	避難者	224,638人	224,832人	239,516人	240,055人	279,261人	280,862人			
	閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	161台	161台	166台	166台	176台	177台			
	要配慮者死者	369人	369人	334人	336人	522人	528人			
	自力脱出困難者	4,923人		2,673人		3,228人				
	震災廃棄物	304万t	304万t	312万t	312万t	334万t	335万t			

※1 小数点以下の四捨五入により合計は合わないことがある  
 ※2 ゆれ液状化等による建物全壊と地震火災の重複を除去しているため、原因別の被害の合算値とは一致しない  
 ※3 倒壊建物を含む

第4 足立区役所施設等の被害想定

足立区役所施設等の被害想定を、表4に示す。

表4 東京湾北部地震における足立区役所施設等の被害想定

項目		被害想定等	
想定災害	震源地	東京湾北部	
	規模	M7.3	
	震度	ほぼ全域で震度6強	
発生条件	発生時期	冬の夕方(18時)	
	自然条件	風速8m/秒	
足立区役所施設等の被害想定	建物被害	本庁舎	軽微な被害であり、躯体の被害に起因する業務に支障は生じない可能性
		区民事務所	軽微な被害であり、躯体の被害に起因する業務に支障は生じない可能性
		小・中学校	若干の被害はあるが、躯体の被害に起因する機能に影響は少ない可能性
		上記以外の建物	倒壊には至らないが、修理を必要とする施設もある
	人的被害	負傷者	若干名
	ライフライン	電力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発災後3~4日は、供給停止の可能性はある</li> <li>・非常用電源として自家発電設備を用いることで、3日間程度の電力供給が可能である</li> </ul>
		通信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発災後1週間は、一般の電話回線は輻輳によって不通となる可能性がある</li> <li>・災害時優先電話や防災無線が整備されており、緊急連絡方法を確保している</li> </ul>
		上水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発災後1週間は、管路被害などによる断水が想定される</li> </ul>
	設備	エレベータ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発災直後は、一時的な閉じ込めが発生する可能性がある</li> <li>・一部のエレベータは非常用電源からの給電が行われる</li> </ul>
		照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・蛍光灯等の破損がなければ、一部の照明は非常用電源からの給電が行われる</li> </ul>
		上記以外の設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な耐震対策が施されていない場合は、配置のズレや損傷などが発生する</li> </ul>
	情報システム	システム機器(サーバ他)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な耐震対策が施されていない場合は、配置のズレや損傷などが発生する</li> <li>・一部の機器は非常用電源からの給電が行われる</li> </ul>
		ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信キャリアの被害状況によっては、一時的に不通となる可能性がある</li> <li>・一部の機器は非常用電源からの給電が行われる</li> </ul>

## 第3章 非常時優先業務

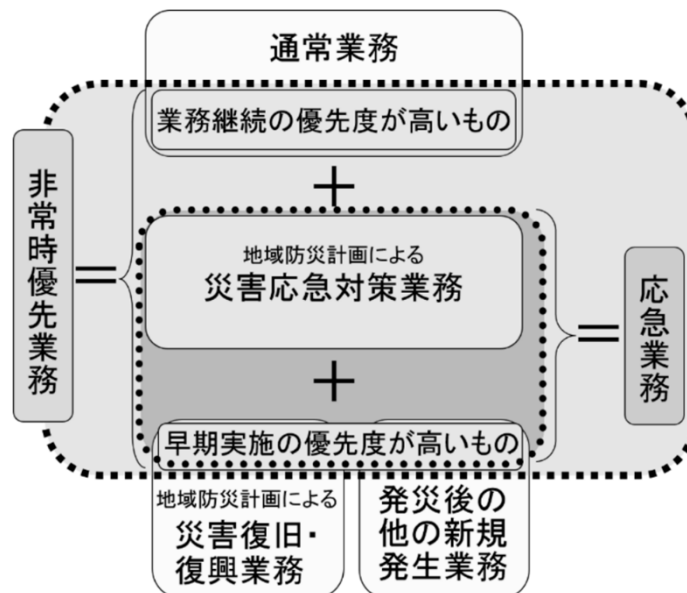
### 第1節 定義

非常時優先業務とは、区民の生命・財産を守り、社会秩序を維持するために、被災時においても、限られた資源を有効に活用して優先して実施することが必要な業務である。

自治体の業務における、非常時優先業務の位置づけを図6に示す。図6において、非常時優先業務は、①業務継続の優先度の高い通常業務、②災害応急対策業務、③優先度の高い復旧・復興業務の3つの業務区分からなる。

各種の必要資源を非常時優先業務に優先的に投入するために、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止するか、又は非常時優先業務の継続の支障とならない範囲で業務を実施する。

図6 非常時優先業務のイメージ



出典：内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（平成28年2月）」

### 第3章 非常時優先業務

#### 第2節 復旧目標

#### 第2節 復旧目標

業務には、優先順位に応じて目標着手時間と目標復旧時間があり、これらの目標に応じて、業務を継続するための対応を実施する。表 5 に、業務の優先順位に応じた、目標着手時間と目標復旧時間を示す。

表 5 業務の優先順位と復旧目標

優先順位	評価基準	目標着手時間	目標復旧時間
A	発災後直ちに業務に着手しないと、区民の生命財産の保護および社会生活の維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務	・ 発災後直ちに業務に着手する	・ 発災後 1 時間以内 ・ 発災後 24 時間以内 ・ 発災後 3 日以内
B	遅くとも発災後 3 日以内に業務に着手しないと、区民の生命財産の保護および社会生活の維持に相当の影響を及ぼすため、早期に対策を講ずべき業務	・ 発災後 3 日以内に業務に着手する	・ 発災後 3 日以内 ・ 発災後 1 週間以内
C	遅くとも発災後 1 週間以内に業務に着手しないと、区民の生命財産の保護および社会生活の維持に影響を及ぼすため、対策を講ずべき業務	・ 発災後 1 週間以内に業務に着手する	・ 発災後 1 週間以内 ・ 発災後 2 週間以内
D	発災後 1 週間以上は着手せず、中断が区民の生命財産の保護および社会生活の維持に直ちに影響を及ぼさないと見込まれる業務	・ 発災後 1 週間以上は着手せず	・ 発災後 2 週間以内 ・ 発災後 30 日以内



### 第3節 非常時優先業務の実施方針

非常時優先業務は、個々の業務の目標着手時間および目標復旧時間、さらに、非常時優先業務を継続するために必要な資源の確保についての現状およびその対策をふまえて決定する。

業務継続の考え方としては2つがある。一つは、被災した資源（建物・設備・文書・情報システム等）を復旧させることで業務を「復旧」させるものであり、従来の防災における復旧の考え方に相当する。もう一つは、被災した資源を全て復旧させるのではなく、代替の手段を用いて業務を復旧させる「代替」の考え方である。具体的には、平常時に業務を遂行している建物が被災により使用できなくなった場合に、近隣の別の建物に場所を移して業務を遂行することや、平常時に物品を調達している先でなく、より短納期な別の調達先から故障した物品の代替品を購入して業務を遂行すること等が挙げられる。

「代替」の考え方を適用するケースとしては、主に以下の2つがある。

- 1 被災場所の被害が大きいため、より被害が少ないと考えられる場所で、早期に業務を開始する方が、早期の業務再開を実現できる場合
- 2 職員を始めとする資源の配置を集約して、業務を再開する必要がある場合

区では、被災場所を早期に復旧させることで業務を「復旧」させるとともに、状況に応じて、平常時とは異なる場所に、業務遂行場所を移して業務を再開すること（代替）の2つの考え方に基づいて、業務継続を実現する。なお、区の業務の多くは、業務の代替場所を確保することが困難であることから、基本的には「復旧」の考え方を適用するものが多いと考えられる。

### 第3章 非常時優先業務

#### 第4節 区における非常時優先業務の概要

#### 第4節 区における非常時優先業務の概要

足立区における非常時優先業務の集計結果を、表 6 に示す。また、非常時優先業務以外の業務の集計結果を表 7 に示す。

優先業務の集計は、事務事業を基礎データとして、業務が実施できないことによる影響などから業務の優先順位を設定し、各部ごとに整理している。

なお、今年度の業務継続計画改訂においては、平成 29 年度の事務事業一覧を作成したところまで対応している。今後、関係各部各課において通常業務の優先順位設定以降の検討、整理が必要となる。

表 6 非常時優先業務の集計結果

優先順位	非常時優先業務数と具体例		業務数
	優先度の高い通常業務	応急対策業務および優先度の高い復旧・復興業務	
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>29 業務</li> <li>報道事務</li> <li>戸籍の編製・整備、</li> <li>火葬許可証の交付 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>132 業務</li> <li>区内被害情報収集・調査</li> <li>応急危険度判定実施本部 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>161</li> </ul>
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>57 業務</li> <li>燃やすごみ収集運搬</li> <li>保健所管理運営事務 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>58 業務</li> <li>し尿処理</li> <li>道路、橋りょうの障害物除去等、道路啓開対応要請 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>115</li> </ul>
C	<ul style="list-style-type: none"> <li>94 業務</li> <li>人事給与事務</li> <li>ひとり親家庭等医療費助成事業 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>35 業務</li> <li>都市建設部所管施設の応急対策</li> <li>応急仮設住宅受付 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>129</li> </ul>
業務数	180	225	合計 405

\*平成 30 年度事務事業から整理した優先順位に基づいた内容の更新が必要。

\*また、上表は組織編成や各課の事業に基づき更新を行っていくことが必要。

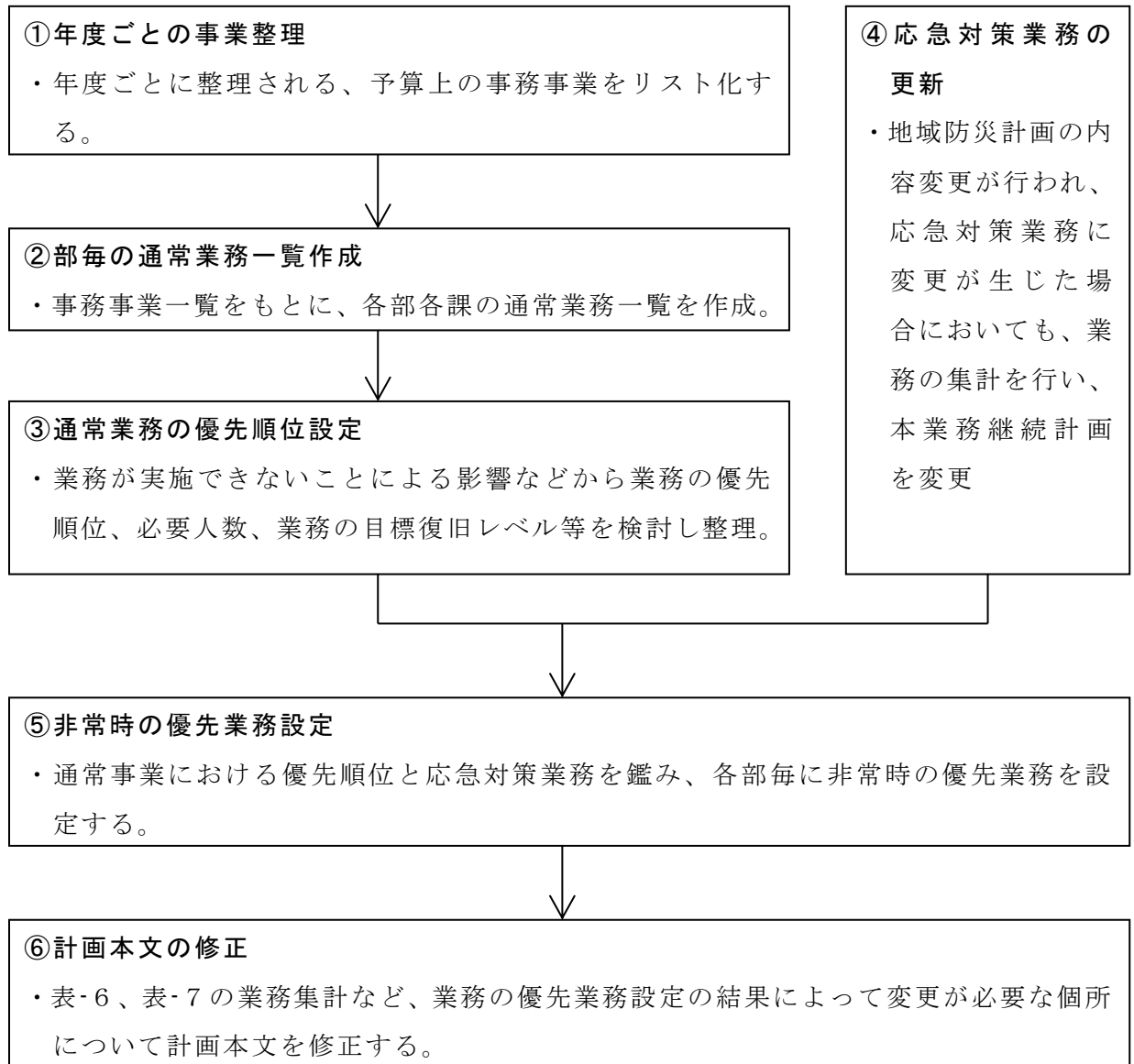
表 7 非常時優先業務以外の業務の集計結果

優先順位	通常業務および復旧・復興業務数と具体例	業務数
D	<ul style="list-style-type: none"> <li>475 業務</li> <li>国民健康保険保健事業</li> <li>高齢者向け優良賃貸住宅助成事業 など</li> </ul>	475

【参考】非常時優先業務集計の手順

非常時優先業務集計の手順を以下に示す。

図 7 非常時優先業務集計の手順



## 第4章 業務執行体制の確保

### 第1節 指揮命令系統

業務執行における指揮命令は、基本的に平常時の業務における指揮命令系統のもとで行われるが、地域防災計画に基づき、区としての最も上位の意思決定を担う機関として災害対策本部が新たに設置される（図8）。業務継続計画発動の宣言等、平常時と大きく異なる対応を行う際には、災害対策本部でその旨を決定していく必要がある。

また、地域防災計画に記述された特命部の業務においては、地域防災計画で示された特命部の体制に基づく指揮命令系統とする。個々の役割とメンバーを示す（表8）。

図8 指揮命令系統図

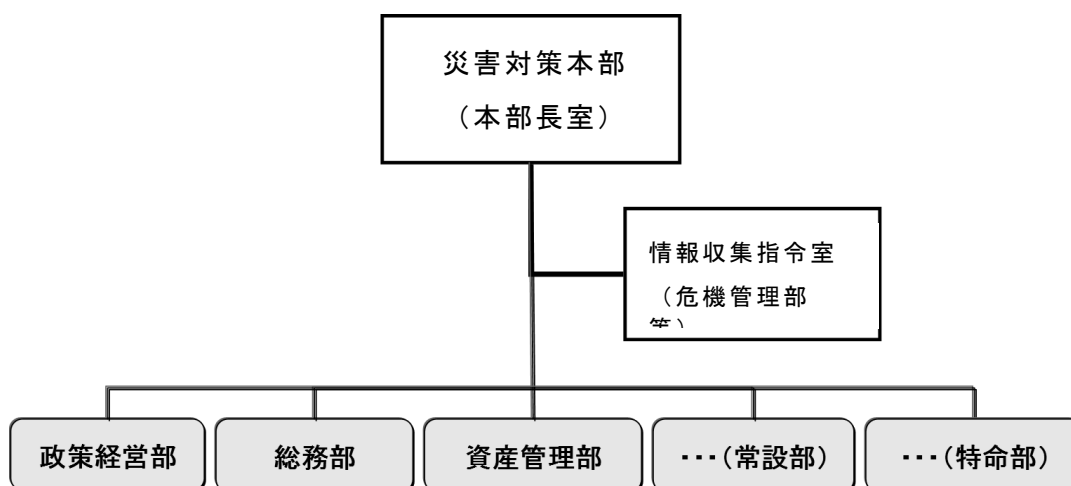


表8 組織と役割

項番	組織	役割	メンバー
1	災害対策本部 (本部長室)	・区としての総合的な判断を行い、必要な対応指示を行う。	・区長（本部長） ・副区長（副本部長） ・各部局室長（本部員）
2	情報収集指令室 (危機管理部等)	・災害対策本部の判断に必要な情報を収集し、とりまとめを行い、災害対策本部に報告する。 ・災害対策本部の指示を各部に伝達し、実行させる。	・危機管理部職員等
3	各部（常設部・特命部とも）	・非常時優先業務の遂行	・各部職員

## 第2節 権限の代行

### 第1 代行の順位

重要な意思決定等に支障が生じないように、災害対策本部における区長の職務代行の順位を表10のように定める。

平常時の事案の決定については、足立区事案決定規定に定められており、第6条（事案決定の臨時代行）には、決定を行う者が不在の際の対応が規定されている。災害時においても、原則として同規定に基づき又は参考として事案の決定を行うものとする。

職務代行は、責任者と連絡がとれない場合、自動的に行われるものとする。

表 9 区長の職務代行の順位

責任者	職務代行の順位			
	第1位	第2位	第3位	第4位
区長	副区長	教育長	危機管理部長	総務部長

※第5位は危機管理部長経験者、第6位は災害対策課長経験者の部長級職員、第7位は危機管理課長経験者の部長級職員、第8位はその他部長級職員で組織順の上位にあるものとする。

### 第2 実効性確保にあたっての留意事項

職務代行の仕組みの実効性を確保するため、以下の点に留意し、今後、個別のルール等の充実を図る。

- ・ 事案決定権者が全員不在とならないような複数の臨時代行者及びその代行順位等の検討
- ・ 災害発生時に職務代行の連絡が円滑に行えるよう関係者について、役職名、電話番号、携帯番号等連絡手段の確保
- ・ 人事異動による空白期が生じない運用方法の確立

### 第3節 人員の確保

#### 第1 職員参集可能人員の算出

被災時に参集可能な職員数の算出は、被災時の対応において、重要な資源である要員の過不足を評価するために重要である。被災時に徒歩で参集可能な職員数を推計し、非常時優先業務での必要人数と比較する。

#### 第2 職員参集体制

被災時の職員参集体制は、足立区地域防災計画に定めるとおり、職員は自発的、もしくは、具体的な指示を受けて参集するものとする。

なお、被災状況、職員参集状況によっては、業務集約や、代替拠点が必要になる事態が想定される。今後の業務継続計画見直しに併せて、事前に計画しておくことが必要となる。

#### 第3 職員参集可能人数

全庁的な状況として、区役所からの直線距離が20kmを超える遠地に居住しているために参集が困難と想定される職員の数は約15%であり、初動対応に必要なとされる職員数には、比較的問題が無いと考えられる。但し、実際の被災時には、本人や家族が被災したために参集できない場合が20%程度想定される。また、特定の部門においては、業務量が一時的に増大することが考えられる。これらの部門では、必要人数の精査による見直しを行うとともに、他部門からの応援体制の構築、およびボランティア等の外部要員の活用を検討する必要がある。

表 10 参集可能な職員数の推計

	～1時間	～3時間	～24時間	～3日
参集人数 (参集率)	318人 (10%)	1,293人 (40%)	2,682人 (82%)	3,274人 (100%)
職員等の被災を考慮した参集人数	254人 (8%)	1,034人 (32%)	2,145人 (66%)	2,618人 (80%)

※参集可能人数の算出方法

職員の居住地と区役所等勤務場所の距離\*をもとに、被災時に参集可能な職員数を推計した。ここでは被災時の交通状況をふまえ、被災当初は徒歩による参集（概ね時速3km/h）を前提として算出を行った。また、職員等の被災を考慮した参集人数は、2割の職員が本人又は家族等が被災して参集できないものとした。

※0～2km : ～1時間      2～6km : ～3時間  
 6～20km : ～24時間      20km～ : ～73時間

## 第4 職員安否確認と参集把握

### 1 職員の安否確認

災害発生時、職員とその家族の安否を速やかに確認することにより、非常時優先業務の遂行に必要な職員の参集を予測することや、職員の業務の交代等の体制を計画することが出来る。

具体的な安否確認は原則として各課単位で把握し、安否確認の結果は、各部・室・局の庶務担当課がとりまとめを行い、災害対策本部へ報告を行う。各課では、災害発生時に必要となる緊急連絡先等をあらかじめ整理し、更新しておく。

大地震発生時には、固定電話・携帯電話による音声通話は、輻輳や通信規制の影響により、実質的に使用不可能となることが想定されるため、職員の安否確認の実効性が損なわれる恐れがある。今後、輻輳や通信規制の影響を受けにくい携帯メール機能を利用した「職員参集システム」などの活用を検討する。

### 2 職員の参集把握・応援体制

各部・室・局の庶務担当課は、職員の参集状況を取りまとめ、災害対策本部へ報告する。

参集した職員数が必要数に満たない場合には、その旨を災害対策本部に報告し、各部間の職員の応援体制の調整を依頼する。

第4章 業務執行体制の確保  
 第4節 必要な資源についての分析

第4節 必要な資源についての分析

第1 建物

区職員<sup>※</sup>が在勤している施設、第一次避難所及び第二次避難所となっている区有施設について、耐震性を評価した結果を表11に示す。

※今回の調査では、原則として常勤職員を対象としている。

表11 区の業務遂行場所に関する耐震性評価結果

施設区分	建物名	建物数	耐震性	所有区分	備考
本庁	本庁舎（南館）	1	1.5倍	区	
	本庁舎（中央館）	1	1.5倍	区	
	本庁舎（北館）	1	1.5倍	区	
区民事務所	伊興／梅田／興本／江北／中川／佐野／鹿浜／新田／竹の塚／舎人／中川／東綾瀬／花畑／西新井	14	同程度	区	点検後、簡易補修で概ね利用可能
	江南	1	1.25倍	区	
住区センター	鹿浜いきいき館	1	1.25倍	区	点検後、簡易補修で概ね利用可能
文化・スポーツ施設	中央図書館	1	未回答	民間	
	郷土博物館	1	同程度	区	点検後、簡易補修で概ね利用可能
	千住スポーツ公園管理棟（第二次避難所）	1	同程度	区	
足立福祉事務所	東部／西部福祉課	2	同程度	区	点検後、簡易補修で概ね利用可能
	生活保護指導課、第一・第二中部福祉課（区営中央本町四丁目アパート）	1	1.25倍	区	利用不可
福祉施設	障がい福祉センターあしすと	1	同程度	区	
	こども支援センターげんき	1	1.25倍	区	
	こども支援センターげんき別館（勤労福祉会館）	1	同程度	民間	
足立保健所	足立保健所／江北保健センター／千住保健センター	3	同程度	区	点検後、簡易補修で概ね利用可能
	東部保健センター	1	未診断	区	
	東部保健センター（エミエルトワー竹の塚）	1	同程度	民間	
清掃事務所	足立清掃事務所	1	未達成	区	点検後、簡易補修で概ね利用可能
	足立清掃事務所曙室	1	未確認	区	



施設区分	建物名	建物数	耐震性	所有区分	備考
第一次避難所	小学校：2校、中学校：4校	6	1.5倍	区	点検後、概ね利用可能
	小学校：34校、中学校：9校	43	1.25倍	区	点検後、概ね利用可能
	小学校：16校、中学校：16校	32	同程度	区	点検後、概ね利用可能
	小学校：17校、中学校：6校	23	未達成	区	改修後利用可能
	旧入谷南小学校	1	未達成	区	平成31年度解体
第二次避難所	中央本町／東和／江北／興本／新田地域学習センター	5	同程度	区	点検後、簡易補修で概ね利用可能
	総合スポーツセンター	1	未達成	区	改修後利用可能

\*1 耐震性 新耐震基準（震度6強の地震でも倒壊しない）との比較を示す  
 1.5倍：耐震基準の1.5倍以上で設計・建築、又は耐震診断の結果1.5倍以上  
 同程度：新耐震基準で設計・建築、又は耐震診断の結果同程度以上  
 未達成：旧建築基準の建物で耐震診断の結果、耐震基準を満たしていない  
 未診断：旧建築基準の建物で、耐震診断未実施

\*2 区分 建物の所有区分を示す  
 区：区所有  
 都：都所有  
 民間：民間所有

## 第2 代替施設

被害想定にない事象の発生や、建物構造に被害はなくても設備の甚大な被害等により本庁舎等での業務遂行が困難になる可能性がある。このため、本庁舎等が使用できなくなった場合に備えて、代替施設を検討する。

表 12 代替施設の見直し用リスト」のイメージ

[様式2-2] 代替庁舎検討用リスト												記入例
施設名	建築年 (耐震対応済みの場合○)	災害危険度				附帯設備・事務機器等				同時被災の可能性のある災害 (無の場合○)	代替庁舎候補	
		津波	液状化	洪水	その他(火災等)	非常用発電機／燃料	通信機器	情報システム	水・食料・トイレ等			事務機器・備品
第二庁舎 (旧〇町庁舎)	H12 ○	○	○	○	○	○ 燃料(32h)	MCA 無線	防災情報システム	備蓄あり	有	○	○
〇〇体育館	S55 ×	○	○	○	○	×	—	×	備蓄あり	無	○	
〇〇公民館	H6 ○	×	○	○	火災 ×	×	衛星携帯	×	無(対応可能)	有	津波	
..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..

・所有し、又は借り上げ可能な施設をリストアップする。(全ての施設である必要はない)  
 ・各種災害について、「発生の可能性がない(極めて低い)」「対策が取られている」など危険度が低い場合は「○」、危険度が高い場合は「×」を記入する。「その他」は、危険度が高い災害等があればそれを明記し、「×」を記入する。

出典：内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（平成28年2月）」

第3 電気、水、食料等の確保

電気、水、食料等について確保状況等を分析した結果を示す。

表 13 電気、水、食料等に関する分析結果（足立区本庁舎分）

資源	確保状況	課題
電気	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常用電源として、自家発電設備を用いることで、3日間程度の電力共有が可能である。</li> <li>非常用発電機：2基（地下1階に設置）</li> <li>無停電電源設備：コンピュータ用電源</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>近年の災害でも停電が5～8日間に及んだ事例もあることから、停電が3日以上に及んだ場合への対応が課題である。</li> <li>発電機を地下に設置しているため、大規模水害で地下室が水没すると使用できない可能性がある。</li> </ul>
水	<ul style="list-style-type: none"> <li>第二次配備態勢（約500名）の3日分について備蓄している。</li> <li>防火飲料用水槽、雑用水受水槽があり、非常災害用浄水装置を利用すると飲用が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員が全員参集した場合には水が不足する事態となる。</li> <li>第二次配備態勢が継続した場合でも3日目以降は、別途飲料水を確保しなければならない。</li> </ul>
食料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>第二次配備態勢（約500名）の3日分について備蓄している。</li> </ul>	
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害用のトイレはあるが、電力を必要とする仕様である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電力の供給が途絶した場合は使用できない可能性がある。</li> </ul>

## 第4 情報システムとネットワーク

### 1 通信・情報システム

情報システムおよびそれを利用するためのネットワーク（音声通話を除く）についての詳細な分析は、情報システム課により足立区情報システム業務継続計画（平成23年4月1日策定）の中で取りまとめている。

情報システムの分析結果については、足立区情報システム業務継続計画を参照のこと。

なお、足立区情報システム業務継続計画は、情報システム課が管理する情報システムを対象としている。

### 2 電話等

情報システム以外の通信手段として、災害時優先電話（固定電話）、防災行政無線（260MHz）、MCA無線（800MHz）、衛星携帯電話（災害時医療対策用：3台）、学校と教育委員会に配備されたPHS電話がある。

第5 その他の資源

その他、各種設備や文書、業務委託先についての主な分析結果を表14に示す。

表14 その他の資源に関する分析結果

資源の カテゴリ	資源の説明	主な課題	主な対策
設備	設備とは、業務の遂行に必要な建物・文書（データ）・外部事業者・職員・情報システム（ホスト・サーバ）以外の資源の総称である。区における主な設備としては、公用車両・特殊なクライアントPC・公印・専用の機械（カード発行機など）他がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震措置が不十分であり、破損の可能性が高いものがある。</li> <li>予備（代替）が無い場合、破損時の修理・再調達に長時間を要する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震措置を講ずることにより、破損リスクの軽減を図る。</li> </ul>
文書	文書とは、窓口での申請書類等の紙の資料、および、情報システム化された業務上のデータのことである。区で用いる文書には、各種申請書類や図面等、多岐にわたるデータがあるが、多くはシステム化されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>システム化されているデータのバックアップ採取が不十分であり、災害時にサーバが被害を受けた場合、重要データが失われる恐れがある。</li> <li>紙の文書においては保管状況が不十分であり、破損や焼失などによって失われる恐れがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>システム化されているデータについて、バックアップ採取と保管場所の安全性を確保する。</li> <li>紙の文書については、スキャナ等を用いた文書の電子化によるバックアップ、耐火金庫への保管を実施する。</li> </ul>
業務委託先	業務委託先とは、指定管理業者を始めとする外部事業者であり、必要に応じて発注するのではなく、定常的に業務委託を行う先である。多くの業務委託先に対しては、被災時の優先対応について依頼済みである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>拘束力のある契約や協定を締結できている業務委託先は限定されており、災害時の実効性に欠ける恐れがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要な業務委託先を対象に、被災時の優先対応が確実なものとなるような調整（契約や協定の締結等）を推進する。</li> </ul>

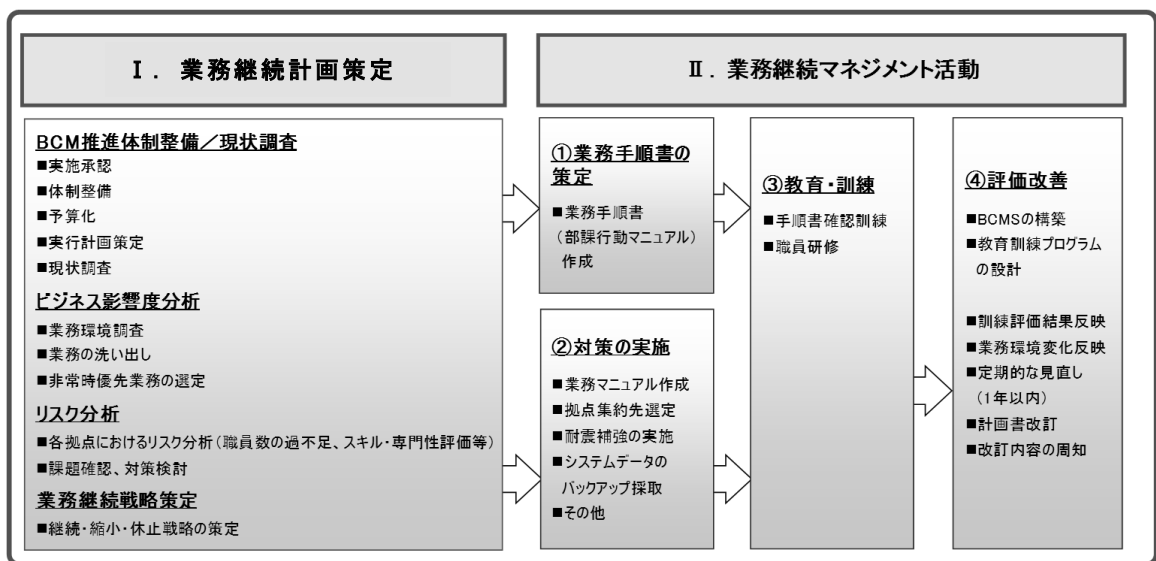
## 第5章 今後の業務継続能力向上に向けた取り組み

### 第1節 業務継続マネジメント活動の推進

今回の業務継続計画策定を受けて、今後は、その継続的な運用・管理を行う、業務継続マネジメント活動に取り組むことが必要である。業務継続マネジメント活動においては、業務継続マネジメントシステムを構築して活動の枠組みを定め、その管理プロセスに従った活動を行う。

図9に業務継続マネジメントシステムの全体像を示す。

図9 業務継続マネジメントシステムの全体像



## 第2節 業務継続マネジメント活動の内容

策定した業務継続計画の実効性を担保するためには、図9における「Ⅱ. 業務継続マネジメント活動」を実施する。具体的には、以下の4つの項目を実施する。

- 1 業務手順書の策定と見直し
- 2 復旧のボトルネック解消のための対策の実施
- 3 教育・訓練の実施による、職員の危機対応能力の養成
- 4 業務継続計画および業務手順書の定期的なメンテナンス

### 第1 業務手順書の策定と見直し

業務継続マネジメント活動を実施するにあたっては、まず、業務継続計画と地域防災計画をもとに、既存の大地震発生時の具体的な行動を定めた業務手順書（部課行動マニュアル）を策定または更新する。上位の両計画との整合性を確保するために、非常時優先業務についての記述が不足している場合には追記を行って適切に対応が行えるようにする。

### 第2 復旧のボトルネック解消のための対策の実施

業務継続には、必要な資源を如何に確保するかが重要であり、資源の確保については、具体的に使用する資源を列挙し、個々の資源が不足した場合の調達方法や代替方法に関する記述を追記する。

案出した対策を適宜実施し、非常時優先業務を目標時間内での着手～実施可能な状況に近づける。以下は全庁的に共通な課題として、ほとんどの部門において対応が必要である。これらの解決策とあわせて各部門固有の対策を確実に実施していくことが重要である。

- 1 設備（各種機器や業務端末、什器類等）の耐震対策
- 2 応援要員に作業を依頼する際に必要な業務マニュアルの整備
- 3 権限者が不在の際の代行職員の選定および代行ルールの検討

### 第3 教育・訓練の実施による、職員の機器対応能力の養成

組織としての業務継続能力を向上させるためには、教育・訓練を継続的に行い、職員の業務継続に対する意識と対応能力の向上を図ることが必要である。

さらに、教育・訓練によって明らかになった改善点を業務手順書に適宜反映させていくことで、より実効性の高い手順書になる。

## 第5章 今後の業務継続能力向上に向けた取り組み

### 第1節 業務継続マネジメント活動の推進

#### 第4 業務継続計画および業務手順書の定期的なメンテナンス

業務継続計画および業務手順書の内容と組織の現状との乖離を防止するために、定期的なメンテナンスを実施する必要がある。今後は、毎年、大きく環境が変わる時期として、組織変更が行われる春を過ぎた辺りで手順書の内容を見直ししていくことにより、常に現状を反映した業務手順書を維持していくものとする。

また、今後地域防災計画が改訂され応急対策の内容が更新された場合にも、内容の見直しが必要となる。